

図書館要覧

令和2年度

吉見町立図書館

目 次

1. 沿 革	1
2. 令和2年度図書館運営計画	3
3. 令和2年度図書館事業計画	4
4. 図書館協議会	5
5. 令和元年度蔵書及び利用状況	6
(1) 蔵書数	
(2) 年間利用状況	
(3) 月間利用状況	
(4) 図書館サービス指標	
6. 令和元年度事業報告	8
7. 資料収集方針	9
8. 図書館関係条例・規則	11
9. 図書館利用案内	14

吉見町子ども読書活動推進計画

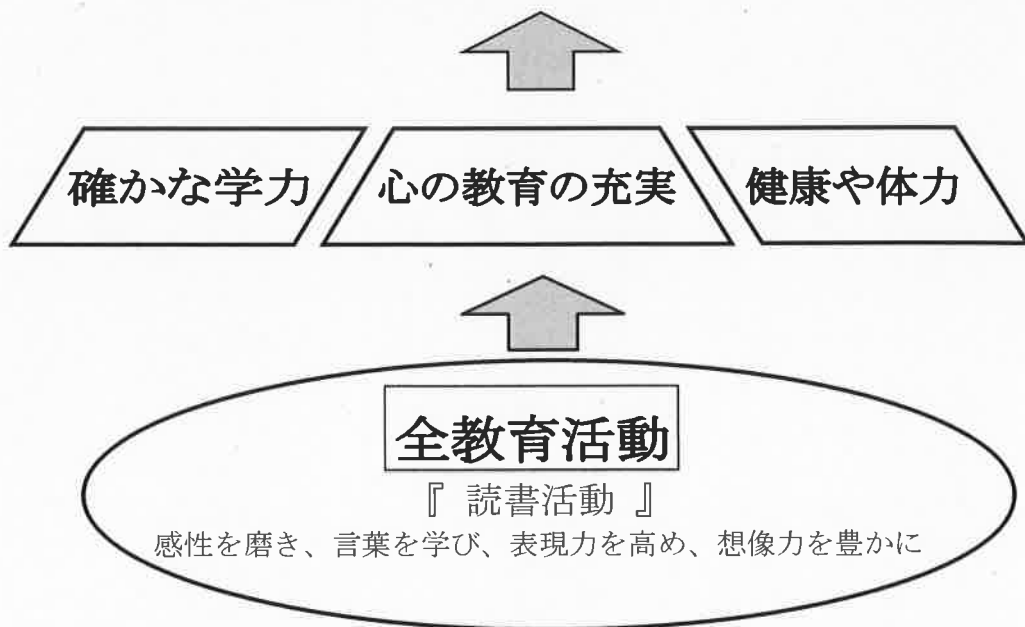
読書活動は、母国語を育て、感性を磨き、想像力・創造力を豊かにする。しかしながら、子どもの『読書離れ』が指摘されて久しい現状である。

こうした中、2001年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布された。当町では児童奉仕に関して、これまで充実したサービスをしてきたが、「読書活動推進計画」を策定し、明文化をすることにより、より一層「子どもの読書活動」を支援、支持していくと同時に子どもたちに読書体験を通じ、「あなたの生きていく人生は、こんなにも素晴らしい！」というメッセージを伝えていく。

～ 豊かな心の育成～

《読書活動の推進について》

『生きる力』の育成



1. 沿革

- 昭和28年 東吉見村役場に県立図書館の移動図書館（「県立駐車場」という。）設置
- 昭和29年 ≪旧4ヶ村合併して吉見村となる≫
- 昭和30年 吉見村役場に県立駐車場設置
- 昭和43年 東第二小学校に県立駐車場設置
- 昭和45年 西小学校・北小学校県立駐車場
（県立駐車場・全村で4ヶ所となる）
- 昭和47年 ≪町制施行≫
- 昭和51年 西小学校からひばりヶ丘団地へ県立駐車場を変更
- 昭和55年 1月 東公民館・ボランティアによる図書貸し出し開始
- 昭和56年 吉見町立図書館設置条例を制定し、中央公民館に図書室を設置
" ひばりヶ丘団地から西公民館へ県立駐車場を変更
- 昭和58年 4月 南公民館・ボランティアによる図書貸し出し開始
- 昭和59年 4月 石川俊良氏館長就任
10月 西公民館・ボランティアによる図書貸し出し開始
- 昭和60年 2月 町立図書館完成（鉄筋コンクリート2階建722㎡）
吉見町大字中新井497番地（条例の改正）
5月5日 開館
8月 図書館協議会発足
- 昭和61年 3月 図書館・ボランティアの協力による「おはなし会」開始
" 吉見町役場・北小学校の県立駐車場廃止
4月 岡安忍教育長・館長に就任
- 昭和62年 6月 北公民館ボランティアによる図書貸し出し開始
- 昭和63年 11月 移動図書館車「ブックシャトルひばり」運行開始
- 平成5年 1月 視聴覚資料の貸し出し開始
- 平成6年 7月 コンピューター導入
- 平成7年 5月 開館10周年記念式典
10月 小野川秀雄教育長・館長に就任
- 平成8年 4月 比企広域市町村圏内公共図書館相互利用開始
- 平成9年 4月 移動図書館車「ブックシャトルひばり」休止
9月 団体貸し出し開始
- 平成11年 6月 比企広域市町村圏内相互貸借巡回車運行開始
7月 新コンピューターシステム運用開始
- 平成12年 4月 朗読サービス開始
- 平成13年 4月 ビデオ館内視聴サービス開始
- 平成14年 4月 YOSHIMI ブックスタート開始
- 平成15年 4月 開館時間延長（午前10時開館）
- 平成16年 7月 新コンピューターシステム運用開始
10月 図書館増築基本設計着手
- 平成17年 5月 子ども読書推進計画策定委員会発足
- 平成17年 11月 開館20周年記念誌発行
- 平成18年 9月 子どもの読書環境の整備（ブックリスト製作・提供）
- 平成19年 4月 開館時間延長（午前9時30分開館）

平成20年	4月	館内整理日の変更（毎月第4木曜日）
平成20年	7月	他機関との連携による絵本講座（育児サロン）
平成21年	4月	久保田幸夫教育長・館長に就任
平成23年	7月	新コンピューターシステム運用開始
	7月	図書館空調設備修繕
	10月	ホームページリニューアル
平成24年	3月	図書館設置条例・運営規則の一部改正（図書館協議会任命基準関連）
平成26年	11月	子育て支援センターへ団体貸出開始
平成27年	4月	開館30周年記念「読書貯金通帳」「スタンプカード」配布
平成27年	11月	開館30周年記念企画「ブックツリー」の展示
平成28年	4月	祝日開館を開始
	10月	図書館等複合施設建設検討委員の公募実施
	11月	第1回図書館等複合施設建設検討委員会開催、委嘱状の交付
平成29年	1月	第2回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	2月	第3回図書館等複合施設建設検討委員会県外視察研修 （長野県小布施町立図書館「まちとしょテラソ」）
	3月	第4回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	5月	第5回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	8月	図書館等複合施設設計業務委託指名型プロポーザル審査会開催
	10月	第6回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	11月	第7回図書館等複合施設建設検討委員会開催
平成30年	1月	第8回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	4月	大澤幸正教育長・館長に就任
	5月	図書館等複合施設に関するワークショップ開催
	6月	中学生との図書館等複合施設に関するワークショップ開催
	8月	夏季限定開館時間延長（3日間）
	9月	第9回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	11月	第10回図書館等複合施設建設検討委員会県外研修 （栃木県茂手木町立図書館「ふみの森もてぎ」）
平成31年	1月	第11回図書館等複合施設建設検討委員会開催
平成31年	2月	吉見町図書館等複合施設管理運営計画策定
令和元年	7月	第12回図書館等複合施設建設検討委員会開催
令和元年	8月	夏季限定開館時間延長（19日間）
令和元年	10月	セカンドブック事業開始
令和元年	11月	第13回図書館等複合施設建設検討委員会及び図書館協議会合同視察研修 （埼玉県三郷市立早稲田図書館、白岡市立図書館）
令和2年	1月	第14回図書館等複合施設建設検討委員会開催
令和2年	6月	図書館等複合施設建設工事着工
令和2年	7月	図書館等複合施設建設安全祈願祭
令和2年	10月	図書館システム更新

2. 令和2年度 図書館運営計画

～暮らしの中に図書館を～

(1) 基本方針

吉見町教育行政の重点をふまえ、身近な生涯学習の場として、町民の図書その他の資料に対する要望にこたえ、資料を提供する活動により町民の生活文化に資する。

また、『暮らしの中に図書館を』を活動方針とし、新しい資料の提供や図書館協議会をはじめ利用者の意見を尊重しながら、町内の各機関及び県内の公共図書館との緊密な連絡・協力等により実現に努めるものとする。

(2) 目 標

1. 図書館資料の整備・充実

- 1) 一般図書、児童図書の計画的収集
- 2) 郷土資料の収集と整理
- 3) 視聴覚資料の収集

2. 図書館サービスの充実

- 1) 障害のある人へのサービス
- 2) 児童サービス
- 3) 各種支援活動（ビジネス・子育て等）
- 4) 学校等に対する団体貸出
- 5) 第二次子ども読書活動推進計画の策定
- 6) 成人読書の振興

3. 図書館行事の開催・情報の提供

- 1) 教養講座、図書館ボランティア講座、おはなし会等
- 2) 人形劇等の視聴覚事業
- 3) 図書館広報「けやきだより」等の発行
- 4) 図書館ホームページの充実
- 5) 掲示コーナーの活用

3. 令和2年度 図書館事業計画

	事業名	内容等	備考
幼児・児童	おはなし会	ボランティアの協力による、本の読み聞かせ・ストーリーテリング等	毎月第3日曜日
	YOSHIMIブックスタート	乳児4・10ヶ月検診時絵本の読み聞かせ	保健センター共催
	セカンドブック	就学児童へ15冊のリストから自分で選んだ本を贈呈	12月～3月末まで
	ララタイム	ボランティアの協力による4歳以下対象おはなし会	毎月第2木曜日
	出張おはなし会	学校でのおはなしかい・ブックトーク等	学校の要請による
	図書館の仕事体験	貸出・返却や書庫ツアーなど	11月 23日
	☆ こどもまつり	ブックフェア・人形劇(ボランティア)	5月 3日
一般	教養関連講座	趣味・教養等の講座	外部講師
	朗読を楽しもう	一般利用者・朗読ボランティア向け朗読講座	外部講師
	図書館ボランティア講座	絵本の読み聞かせ等を指導し良き読み手を育成する(ブックトーク・学校等での読み聞かせボランティアの育成)	外部講師
	☆ 文化祭	朗読会・ブックフェア	11月 3日
	図書館協議会	図書館の運営に関して、館長の諮問に応じ、また意見を述べる機関として活動	年 3回開催
その他	第二次子ども読書活動推進計画の策定	第二次子ども読書活動推進計画の策定	3 月
	図書館報の発行等	『けやきだより』『けやききつず』及び町広報やホームページによる図書館事業のPR・ボランティア募集等	毎 月
	読書貯金通帳の作成・配布	読書貯金通帳の配布及び通帳を一冊記録した方への記念品の贈呈	4 月
	新入学児童・生徒向けPR資料等の作成・配布	利用案内・利用カードの配布(小学校)	5 月
	ブックリスト『どの本よもうかな22』の作成・配布	小中学生にすすめる図書を紹介冊子を作成夏休み前に配布(全児童・生徒)	7 月
	夏休み図書コーナーの設置	夏休みの自由研究・工作等の参考図書を集めてコーナーを設置する	7 月
	団体貸出	各学校・施設へコンテナで貸出(学校はクラス単位)	年 7回
	蔵書点検・館内整理	未返却・不明本等の蔵書確認及び館内整理	年 2回実施
	館内個人視聴サービス	館内における視聴覚資料の個人視聴サービス	随 時
朗読サービス	資料貸出、カセットプレーヤー貸出可・出張朗読	随 時	

☆は、他の機関が主催の行事に参加するもの

4. 図書館協議会

図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、また図書館の行う図書館サービスにつき館長に対して意見を述べる機関として図書館協議会が設置されている。

図書館協議会は会議を開催し、図書館の運営、サービスについて意見を述べるものとする。

選出区分	氏名	備考
条例第5条	伊藤 一美	図書部長（東第二小学校）
〃	利根川 将一	南小学校PTA会長
〃	吉野 茂夫	社会教育委員
〃	大澤 明子	◎ 学識経験者
〃	勝田 延子	○ 〃
〃	沖田 澄江	〃
〃	田村 恵子	〃

◎ 委員長 ○ 副委員長

任期は令和3年3月31日まで

- 選出区分
- 学校教育関係者
 - 社会教育関係者
 - 家庭教育関係者
 - 学識経験者

5. 令和元年度 蔵書及び利用状況

(1) 蔵書数

分類	平成31年3月末 冊数	令和元年度		令和2年3月末現在		
		除籍冊数	受入冊数	冊数	割合%	
一般	0 総記	1,747	161	28	1,614	1.7
	1 哲学	2,179	108	61	2,132	2.2
	2 歴史	4,242	80	101	4,263	4.4
	3 社会科学	6,267	450	163	5,980	6.2
	4 自然科学	3,728	143	110	3,695	3.9
	5 工学・技術	5,393	653	212	4,952	5.2
	6 産業	1,804	279	47	1,572	1.6
	7 芸術	3,768	339	86	3,515	3.7
	8 言語	734	32	26	728	0.8
	9 文学	29,930	330	912	30,512	31.8
	小計	59,792	2,575	1,746	58,963	61.5
	児童	E・J・K 児童書	40,542	4,861	1,297	36,978
小計		40,542	4,861	1,297	36,978	38.5
合計	100,334	7,436	3,043	95,941	100.0	
視聴覚	C D	2,475	86	21	2,410	65.7
	D V D	923	122	38	839	22.9
	ビデオ	2	0	0	2	0.1
	レコード	0	0	0	0	0.0
	カセット	419	0	0	419	11.4
合計	3,819	208	59	3,670	100.0	

※ 雑誌の除籍冊数は、1,011冊である。

(2) 年間利用状況

【平成31年4月1日～令和2年3月31日】

- i. 開館日数 265 日
- ii. 登録者数(累計) 16,099 人 【昭和60年5月5日から】
(有効登録者数 5,535 人)
- iii. 貸出延人数 12,288 人
- iv. 一日当たり平均貸出人数 46.37 人
- v. 貸出冊数 72,088 冊

分類別内訳	冊数	割合(%)	
一般書	0 総記	282	0.4
	1 哲学	473	0.7
	2 歴史	1,553	2.2
	3 社会科学	1,333	1.8
	4 自然科学	1,304	1.8
	5 工学・技術	2,838	3.9
	6 産業	702	1.0
	7 芸術	1,062	1.5
	8 言語	249	0.3
	9 文学	15,171	21.0
	その他	358	0.5
小計	25,325	35.1	
その他	E・J・K 児童書	38,494	53.4
	M 雑誌	4,513	6.3
	視聴覚資料	3,756	5.2
合計	72,088	100.0	

(3)月別利用状況

※令和2年3月は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開館日数は1日のみである。

貸出冊数の分類別内訳

令和元年度

分類	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
0 総記	13	23	27	25	22	29	29	34	18	33	24	5	282
1 哲学	53	30	29	37	37	26	30	22	44	92	60	13	473
2 歴史	126	163	158	165	203	128	115	112	114	154	93	22	1,553
3 社会科学	122	108	112	136	116	105	134	93	110	162	111	24	1,333
4 自然科学	72	122	135	154	149	57	136	99	84	140	139	17	1,304
5 工学技術	249	271	261	220	229	253	260	207	235	255	317	81	2,838
6 産業	92	61	69	52	47	70	60	48	43	49	95	16	702
7 芸術	106	91	93	86	96	77	107	73	94	94	109	36	1,062
8 語学	12	19	21	24	21	20	25	31	15	23	27	11	249
9 文学	1,251	1,352	1,450	1,548	1,463	1,316	1,331	1,169	1,228	1,421	1,418	224	15,171
J 児童	1,936	4,174	2,295	4,888	3,269	2,021	4,201	4,221	2,134	4,231	4,303	339	38,012
K 紙芝居	31	46	33	57	35	31	49	47	30	62	60	1	482
M 雑誌	410	429	442	434	418	397	424	342	271	437	475	34	4,513
その他	26	31	33	40	35	38	23	32	22	33	44	1	358
図書合計	4,499	6,920	5,158	7,866	6,140	4,568	6,924	6,530	4,442	7,186	7,275	824	68,332
A CD・カセット	160	193	168	171	181	122	125	159	182	161	148	13	1,783
V DVD・ビデオ	136	118	155	215	265	183	193	168	175	171	172	22	1,973
視聴覚合計	296	311	323	386	446	305	318	327	357	332	320	35	3,756
総合合計	4,795	7,231	5,481	8,252	6,586	4,873	7,242	6,857	4,799	7,518	7,595	859	72,088
開館日数	24	26	25	26	27	22	25	25	22	22	20	1	265

貸出利用人数・来館者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
男	383	413	438	515	597	385	357	374	366	403	375	27	4,633
女	528	590	667	761	878	591	565	552	525	631	641	61	6,990
団体等	27	84	15	81	25	18	102	81	21	93	97	21	665
合計	938	1,087	1,120	1,357	1,500	994	1,024	1,007	912	1,127	1,113	109	12,288
2階学習室	25	36	42	81	114	36	38	44	50	46	54	1	567
登録人数	10	81	10	18	30	12	7	19	10	11	12	2	222
平均貸出冊数(図書/人数)	5	7	5	6	4	5	8	7	5	7	7	9	6
来館者数	3,083	4,477	3,914	5,467	8,690	3,562	3,623	4,354	3,431	3,564	3,480	262	47,907

(4)図書館サービス指標

(人口は令和2年4月1日現在)

1.登録率	$\frac{\text{有効登録者数}}{\text{人口}} = \frac{5,535}{18,828} \times 100 = 29.40\%$	
2.実質貸出密度	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{有効登録者数}} = \frac{80,354}{5,535} = 14.5\text{冊}$	
3.町民一人あたりの貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}} = \frac{72,088}{18,828} = 3.8\text{冊}$	県平均 5.24冊
4.町民一人あたりの蔵書冊数	$\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{人口}} = \frac{95,941}{18,828} = 5.1\text{冊}$	県平均 3.16冊
5.町民一人あたりの図書等購入費(※)	$\frac{\text{図書等購入費}}{\text{人口}} = \frac{5,653,056}{18,828} = 300\text{円}$	県平均 144円

※図書等購入費は図書のほか視聴覚資料を含む

6. 令和元年度 事業報告

事業名	回数	延人数	事業内容	備考
おはなし会	8	34	紙芝居・ストーリーテリング等	ボランティアの協力を得て実施
YOSHIMI ブックスタート	6	106	保健センターにて4・10ヶ月児健診時 図書館利用案内、読み聞かせ等(親子78組)	職員、読み聞かせボランティアにより実施
ララタイム ちいさい子のためのおはなし会	11	64	ララタイム(手遊び・読み聞かせ等)	職員により実施
図書館の仕事体験	1	2	貸出・返却・しおり作り・本の装備	職員により実施
こどもまつり人形劇	1	70	劇団はちのこによる人形劇「3匹の子ぶた」	ボランティア及び職員により実施
教養関連講座 初めての古典講座	2	10	古典に親しむ初心者向け講座	外部講師
朗読を楽しもう	1	12	プロのアナウンサーによる語り	外部講師
図書館ボランティア講座 子どもの本講座	3	33	子どもの本の選び方や歴史について学ぶ講座	外部講師
図書館ボランティア講座 ブックトーク講座	2	6	ボランティア養成のためのブックトーク講座	外部講師
団体貸出	8		町内小中学校全クラスへコンテナで貸出(全53クラス) 子育て支援センター、ケアハウスよしみのへ毎月50冊ずつ貸出	1コンテナ当り 40冊ずつ(小・中学校)
図書館見学	5	90	図書館利用案内・ブックトークなど(小学生が対象)	職員により実施
本の福袋貸出	2	77	子ども読書週間、年始(1/5~13日)大人用・子ども用3冊ずつ袋に詰めて貸出	職員により実施
クリスマス会	1	36	パネルシアター、おはなしほか	ボランティア及び職員により実施
朗読公演	1	18	「碑 いしぶみ ヒロシマを語る」～戦争を語り継ぐ～	ボランティア及び職員により実施
夜のおはなし会	1	19	語りの世界へようこそ！こわいおはなし	ボランティア及び職員により実施
出張朗読	5		ひだまりサロン5回	ボランティア
その他	小中学生向けブックリスト「どの本よもうかなNO.21」の発行			ボランティア及び職員により実施
合計	50	543		

7. 資料収集方針

1. 目的

当館の運営方針を十分に達成するため必要な図書資料の収集につとめる。

2. 基本方針

図書館の機能をはたすため、社会的な動向に十分配慮して、広く町民の文化・教養・調査研究・趣味等に資する資料を収集する。

3. 選定基準

1) 一般図書

- ① 全分野にわたり、基本的・入門的な図書を収集する。
- ② 最新の出版情報により新刊書を計画的に収集する。
- ③ 貸出記録・統計の吟味・分析により収集する。
- ④ 町民の文化・教養・レクリエーション等に資する生活情動的な図書を収集する。

2) 参考図書

町民の日常の調査・研究のために必要な辞典・事典・目録・書誌を幅広く体系的に収集する。

3) 一般図書の選定基準は次のとおりとする。

① 総記

百科事典および年鑑は、正確な知識と最新の情報が盛り込まれたものであること。

② 哲学

ア. 宗教は代表的な宗教の概説書であること。

イ. 易占・心霊研究は、興味本位でなく科学的な立場から記述されたものであること。

③ 歴史

ア. 歴史は日本各地諸外国の主要なもの。

イ. 伝記は各時代の代表的な人物の行動や業績が歴史的・社会的背景の中で適切に描かれているもので、写真・年表にも留意するものであること。

④ 社会科学

ア. 社会の仕組み・人間関係・民俗・職業等について正確な知識や情報が盛り込まれたもの。

イ. 戦争を扱った作品は公正な立場で記述されたもの。

ウ. 戦争を著しく賛美する傾向のものは受け入れない。

⑤ 自然科学

ア. 自然と人間の関わり的重要性について配慮したものであること。

イ. 実験・観察本は、結果だけでなく過程や考え方を重視しているものであること。

ウ. 性の本は、科学的・医学的に正しい知識に基づいたものであること。

⑥ 技術

公害・エネルギー関係については公正な立場で書かれたものであること。

⑦ 産業

各産業について基本的な知識が得られるような概説書であること。

⑧ 芸術

ア. 基礎的な鑑賞入門・実技指導書であること。

イ. スポーツは、基礎的な実技指導書・規則記録等について正確かつ安全であること。

ウ. 伝承遊びの本は、各分野のものであること。

⑨ 言語

辞典は、正確さ・使いやすさに定評があること。

⑩ 文学

適切な挿絵や文章表現に配慮した作品であること。

☆収集しないもの

ア. 高度な専門書・学術書・学習参考書・各種試験問題集・テキストは原則として収集しない。

イ. 洋書・海外資料は原則として収集しない。ただし、国際案内資料などは必要に応じて収集する。

4) 児童用資料

児童用資料は児童・青少年が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つよう各分野の資料を広く収集する。

<逐次刊行物>

ア. 新聞(11紙)

朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・サンケイ新聞・日本経済新聞・東京新聞・埼玉新聞・日本農業新聞・スポーツニッポン・週刊読書人・しんぶん赤旗(寄贈)

イ. 雑誌(60誌)

	タイトル	刊行	備考
ア行			
1	明日の友	隔月	
2	家の光	月刊	
3	With(ウィズ)	月刊	
4	栄養と料理	月刊	
5	NHK短歌	月刊	
6	NHK俳句	月刊	
7	オール読物	月刊	
カ行			
8	きょうの健康	月刊	
9	暮らしの手帖	隔月	
10	クロワッサン	隔週	
11	芸術新潮	月刊	
12	月刊クーヨン	月刊	
13	現代農業	月刊	
14	子どもの科学	月刊	
15	こどものとも	月刊	
16	こどものとも012	月刊	
17	こどものとも年少版	月刊	
18	こどものとも年中向き	月刊	
19	この本読んで!	季刊	
20	ゴルフダイジェスト	月刊	
21	碁ワールド	月刊	
サ行			
22	埼玉新聞縮刷版	月刊	
23	サッカーダイジェスト	隔週	
24	サライ	月刊	
25	3分クッキング	月刊	
26	JTB時刻表	月刊	
27	週刊新潮	週刊	
28	週刊東洋経済	週刊	
29	週刊文春	週刊	
30	趣味の園芸	月刊	
31	将棋世界	月刊	
32	小説現代	月刊	
33	小説新潮	月刊	
34	すてきにハンドメイド	月刊	
35	スポーツグラフィックナンバー	隔週	

	タイトル	刊行	備考
タ行			
36	たくさんのふしぎ	月刊	
37	旅の手帖	月刊	
38	ちゃぐりん	月刊	
39	CHANTO	月刊	
40	つり人	月刊	
ナ行			
41	ナショナルジオグラフィック	月刊	
42	日経PC21	月刊	
43	日経ヘルス	月刊	
44	日本カメラ	月刊	
45	日本児童文学	隔月	
46	Newton	月刊	
ハ行			
47	Fishing Cafe	季刊	寄贈
48	PHP	月刊	
49	婦人画報	月刊	
50	婦人公論	隔週	
51	婦人之友	月刊	
52	プレジデント	隔週	
53	フローリスト	月刊	新規
54	文藝春秋	月刊	
マ行			
55	Mart	月刊	
56	モノマガジン	隔週	
ヤ行			
57	やさいの時間	月刊	
58	山と溪谷	月刊	
ラ行			
59	LEE	月刊	新規
60	歴史人	月刊	

8. 図書館関係条例・規則

○吉見町立図書館設置条例

昭和60年3月16日

条例第3号

吉見町立図書館設置条例（昭和56年条例第3号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 吉見町は、図書館法（昭和25年法律第118号）第1条の目的を達成するために、同法第10条の規定に基づき、吉見町立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称：吉見町立図書館

位置：吉見町大字中新井497番地

（職員）

第3条 図書館に館長及び司書その他必要な職員を置く。

（図書館協議会）

第4条 図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べるものとする。

（協議会の委員）

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、7人とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附則

この条例は昭和60年4月1日から施行する。

附則（平成24年3月6日条例第5号）

この条例は平成24年4月1日から施行する

○吉見町立図書館運営規則

昭和60年3月28日

教委規則第2号

最近改正 平成28年3月23日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、吉見町立図書館設置条例(昭和56年条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間及び休館日)

第2条 吉見町立図書館(以下「図書館」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

ただし、吉見町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時30分から午後5時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))は午前9時30分から午後5時までとする。

(2) 休館日

ア 月曜日。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

イ 12月27日から翌年の1月4日まで。

ウ 館内整理日(毎月第4木曜日)。ただし、その日が休日にあたるときはその日後において最も近い休日でない日とする。

エ 特別整理日(毎年春、秋2期それぞれ7日以内とする。)

(利用者の登録)

第3条 図書館資料(図書資料及び視聴覚資料をいう。)を借り受けようとする者は、登録をしなければならない。

(氏名及び住所変更)

第4条 登録者の氏名又は住所を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(貸出及び期間)

第5条 図書館資料の貸出しは、館長の許可を得て借り受けることができる。

2 図書館資料の貸出期間は、14日以内とする。

(貸出、閲覧資料の返納)

第6条 図書館資料を返納する場合は、係員の確認をうけなければならない。

(損害の弁償)

第7条 利用者が図書館資料若しくは設備器具等をき損又は紛失した時は、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、不可抗力による場合はこの限りではない。

(図書館利用の制限)

第8条 この規定に違反若しくは指示に従わない者に対して、図書館資料の貸出又は閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(移動図書館)

第9条 町内を巡回して、図書資料の貸出その他の図書館奉仕を行うため移動図書館を設置する。

(駐車場)

第10条 移動図書館の駐車場は、教育長の承認を得て館長があらかじめ設置するもののほか、地域の申請に基づいて館長が指定する。

(移動図書館の利用)

第11条 移動図書館の利用は第3条から第8条の規定を準用する。

2 移動図書館の図書資料の貸出期間は、次の巡回日までとする。

(図書館協議会の委員長)

第12条 図書館協議会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を掌握し、委員長に事故あるときは副委員長がこれを代理する。

(委任)

第13条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年10月31日教委規則第3号)

この規則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則 (平成4年11月30日教委規則第8号)

この規則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月27日教委規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月23日教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月6日教委規則第5号)

この規則は平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日教委規則第1号)

この規則は平成28年4月1日から施行する。

9. 図書館利用案内

開館時間	火～金曜日	午前9：30～午後5：30
	土・日・祝日	午前9：30～午後5：00
休館日	毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日） 第4木曜日《館内整理日》（祝日の場合は翌日） 年末年始（12月27日～翌年1月4日まで） 特別整理期間（年2回）	

★ 本を借りるときは

- (1) はじめて本を借りる人は、利用カードを作成してください。
- (2) 借りる本と利用カードと一緒にカウンターに出してください。
※ カードを紛失したときは、カウンターの職員に申し出てください。
（再発行には、1週間かかります。）

★ 本を返すときは

- (1) レシートに日付が書いてありますので、その日までに返してください。
（貸出期間は、本・雑誌・視聴覚資料は2週間となります。）
- (2) 閉館している時の返却は、図書館入り口の返却ポストへ入れてください。
※ 視聴覚資料は、ポストには入れないで必ずカウンターに返却してください。

★ 本がないときは

- (1) 当館にない本で読みたい本があるときは、リクエストカードに記入してカウンターの職員に渡してください。（後日連絡します。）
- (2) 借りたい本がすでに貸し出されているときは、予約カードに記入して職員に渡してください。
本が戻ったら連絡します。

★ 本が期限を過ぎても戻らないときは

図書館の本をできるだけ多くの方々に利用していただくために、返却日を過ぎても返却されなかった場合には、電話かハガキで督促します。

なお、返却期間を60日以上過ぎた場合、利用が制限されます。この利用制限は該当する図書資料等の返却が確認でき次第解除となります。

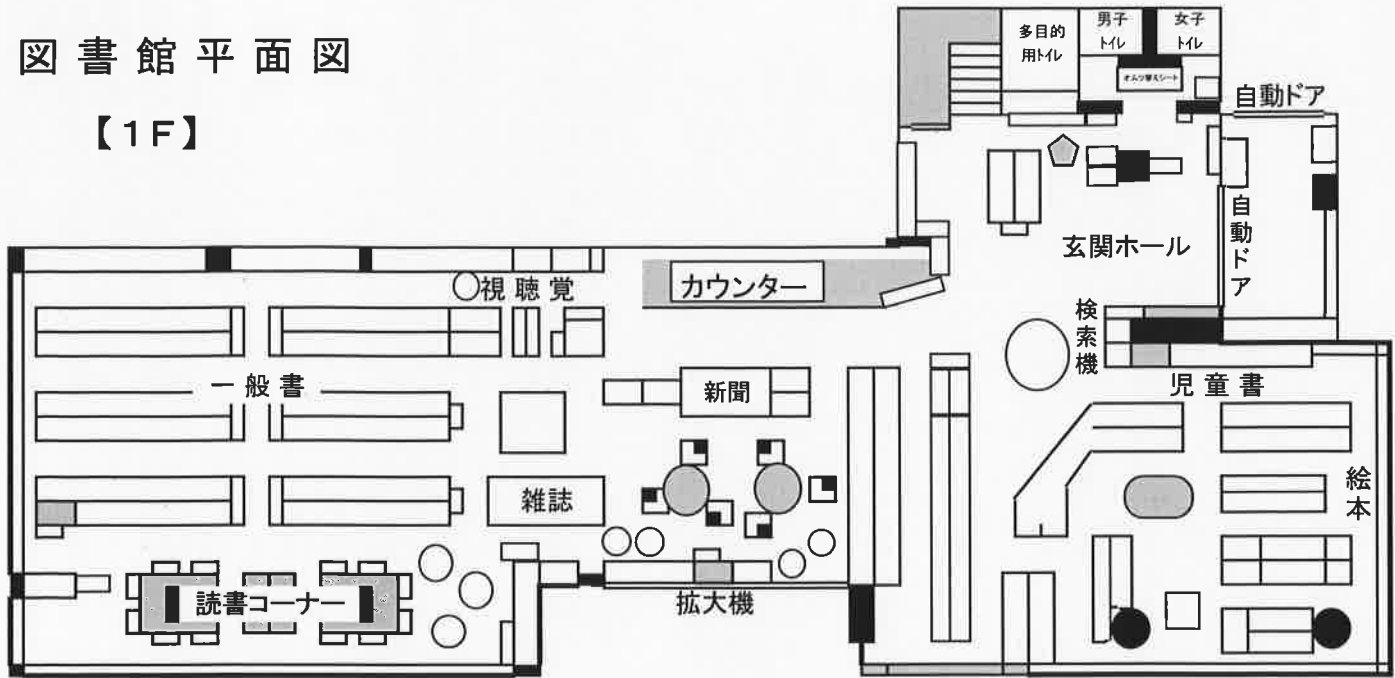
★ 資料を紛失・汚破損してしまったときは

弁償して頂く場合がありますので、図書館の資料は大切に取り扱いってください。

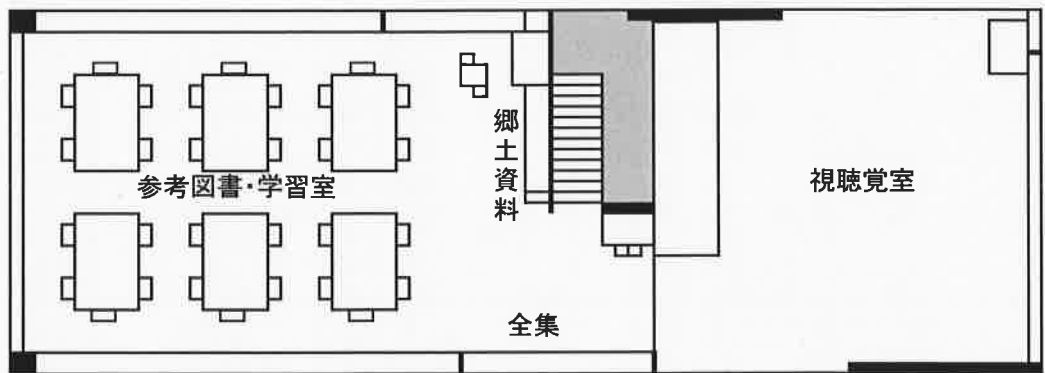


図書館平面図

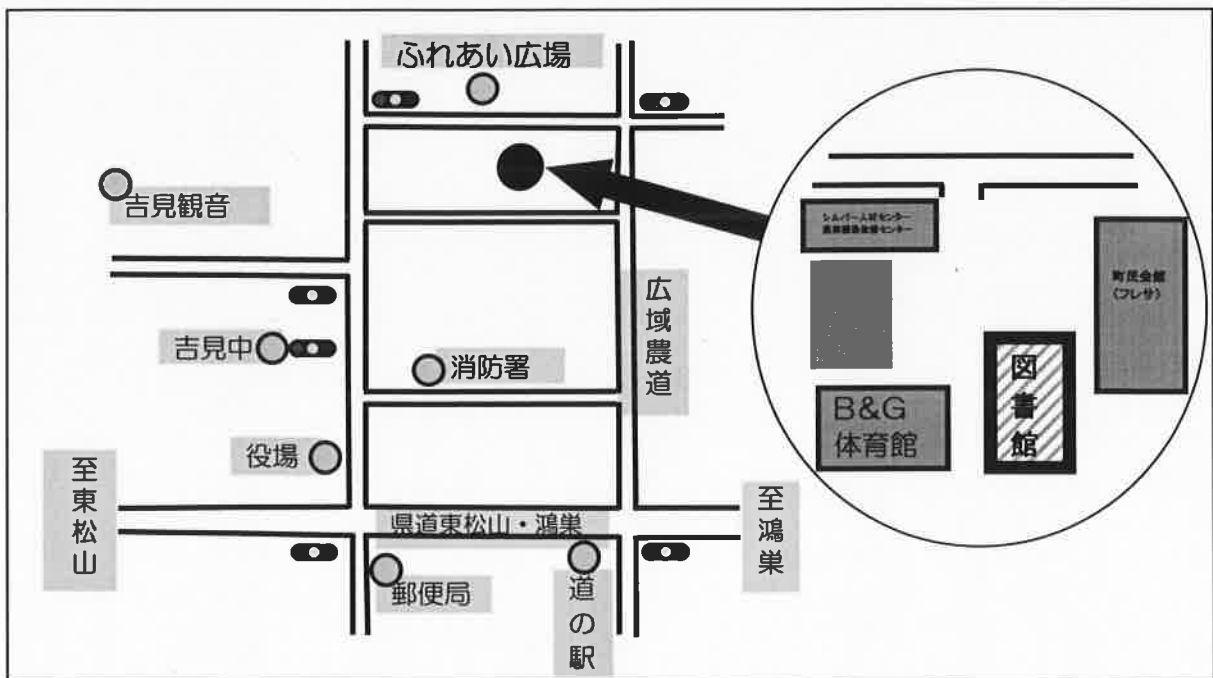
【1F】



【2F】



図書館案内図



吉見町町民憲章

昭和五十九年七月二十八日制定

わたくしたちは、みどり豊かな自然に恵まれ、
由緒ある歴史と伝統にはぐくまれた吉見町を愛し、
より明るく住みよい町をつくるため、町民憲章を定めます。

一 自然を守り

環境をととのえ

きれいな町にしよう

一 歴史を愛し

文化を育て

心ゆかたな町にしよう

一 産業を伸ばし

勤労を尊び

活力ある町にしよう

一 人権を尊重し

福祉をすすめ

住みよい町にしよう

一 スポーツを愛し

心身をきたえ

明るい町にしよう

令和2年度 図書館要覧

編集・発行 吉見町立図書館

〒355-0119

埼玉県比企郡吉見町大字中新井497番地

TEL 0493-54-1517

FAX 0493-54-2031

<http://www.library.yoshimi.saitama.jp/>